

令和2年第5回浅川町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月13日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第53号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	江田豊寿君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	高野喜寛君	住民課長	我妻美幸君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	生田目源寿君	社会教育課長	岡部真君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐 川 建 治 主 事 生 方 健 人

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

令和2年第5回浅川町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に町長から提出された議案については、条例の一部改正が3件でございます。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解なされ、慎重なる審議と円滑な議事運営をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（佐川建治君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

○議長（円谷忠吉君） 町長。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） おはようございます。

令和2年第5回臨時議会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

また、議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、条例の一部改正を提案しております。

慎重審議くださいますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

令和2年10月17日に福島県から連絡があり、新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。翌18日に対策本部会議を開催し、状況及び対策の確認をし、町民の周知と誹謗中傷をしないこと及び新しい生活様式の徹底のお願いを行いました。

引き続き、町議会をはじめ、国、県、近隣市町村など関係機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目につきましては、旧山白石小学校の跡地利用については、臨時議会終了後の議会全員協議会において説明させていただきます。

以上、報告いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第5回浅川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

2番 兼子 長一 君

3番 会田 哲男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程については本日1日にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、議員の給与等について、福島県人事委員会の勧告により期末手当の支給割合を0.05月引き下げる条例の改正を提案して、同様に議会議員の期末手当を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

町長提案理由の説明の中で、県人事委員会の勧告によりというふうにおっしゃったんですけども、県人事委員会は県職員に対する勧告ですよね。浅川町の職員については、直接は対象になっていないはずなんです。県人事委員会がそういう勧告を出したということで、浅川町でもそういう対応をすべきだというふうに判断した実質的な理由、これについて1つ目として伺いたいと思います。

それから、2点目なんですけど、数字的な問題なんですけれども、0.05か月分引き下げることによって、年間で幾らぐらいの減額になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、判断した理由は、やはり県下一斉に浅川町も実施したいと判断いたしました。

あと、2点目については、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今回の改正に伴いまして、議会議員の皆さん、町長等、一般職員と併せて0.05月減額というふうになります。

まず、議会議員の皆さんにおいては、年間で15万9,000円程度の減になる予定でございます。特別職につきましては10万前後というふうな状況でございます。一般職員につきましては、正規職員、フル、会計年度任用職員を含めまして、194万程度の減額ということで、これら全てを換算しますと、今回の減額で約220万程度の減額となる見込みでございます。

これについては、後ほど説明する予定ではいしましたが、12月定例議会の中において補正を提案する予定でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

[「はい」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第53号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、職員の給与等について、福島県人事委員会の勧告により期末手当の支給割合を0.05月引き下げる条例の改正を提案しており、同様に浅川町長等の期末手当を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第53号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和2年10月26日福島県人事委員会の勧告に基づき、本町におきましても、福島県人事委員会の勧告を尊重し、条例を改正するものです。

改正内容については、期末手当を0.05月引下げの条例の改正であります。

よろしくご審議していただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 職員の期末手当については、特別職あるいは議員なんかよりも割合としては低いのですが、にもかかわらず、県の人勤に従ってというそういう根拠は、いわゆる経済の、コロナの感染状況、感染の問題なんかに、コロナの問題について様々な経済の低迷が続くと、こういう状況に鑑みて、同じように同じ率を引き下げると、こういうふうな考えに町長はなったのでありますか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 人事委員会の勧告を尊重いたしまして、県内もこの0.05月でいくと思いますので、本町の職員もこのような提案をさせていただきました。本当は、断腸の思いだと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 人勸の、県下の市町村等も同率に実施するという、そういうものに準ずるというふうなことがありましたけれども、その準ずるのに際しても、町長として、この浅川町職員の中でもやはりこの現下の状況を考えて判断をしたと、こういうふうに主体的な考えは持っているのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 職員は、本当に昨年の災害、そしてまた今回のコロナと、様々に自分の身を粉にして頑張っております。私は、その思いは物すごく大事にしております。ただ、この浅川町だけが引き下げないと、いろいろなひんしゅくを買う恐れがあります。やはり、県内このような状況でいくと思われまますので、私も先ほど言ったように断腸の思いでこの提案をさせていただきました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮ります。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回浅川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9時19分